

第3章 機構及び定員の改正

日本再生戦略（平成2012年7月31日閣議決定）の実現や効率的かつ効果的な経済産業行政の執行のため、2013年度の経済産業省の機構・定員を以下のとおり措置。

定 員

(1) 中小企業対策（新規定員 40人）

消費税引き上げに伴う円滑な転嫁や下請代金支払遅延等防止法の取締り強化に係る体制を強化。

(2) 知的財産政策（新規定員 32人）

特許審査の迅速化や特許制度等の国際化対応に係る体制を強化。

(3) エネルギー・環境政策（新規定員 19人）

地熱資源や鉱物資源の確保及び再生可能エネルギーや省エネルギーの促進に係る体制を強化。

(4) 安全・安心の確保（新規定員 14人）

製品安全確保や発電所に対する環境アセスメント実施体制を強化。

(5) 日本再生戦略の実現（新規定員 13名）

未来開拓型研究の実施や中心市街地活性化施策に係る体制を強化。

(6) 廃炉・汚染水対策（新規定員 9人）

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束対応のための体制を整備。

(7) 対外経済政策（新規定員 8人）

日EU・EPA交渉の加速化や東南アジアとの連携強化に係る体制を強化。

(8) メリハリをつけた定員再配置等

（削減合計 ▲187人）

業務の合理化、内閣官房への定員振替等により、組織の大幅なスリム化を実施。

<参考>

（単位：人）

2012年度末	経済産業省定員	8,156
2013年度	定員合理化等による削減	▲187
	増員要求	+136
	2013年度末定員	8,105

機 構

(1) 特許庁国際関係課の体制強化

知的財産に関する国際協力業務の増加や、知財保護等に関する制度及び実務面の調和を推進するため、特許庁総務部国際課の1課体制から、国際政策課（主として主要国・多国間の国際交渉等を担当）及び国際協力課（主として新興国への知財協力等を担当）の2課体制に強化。

(2) 特許庁における意匠に関する審査体制基盤の強化

今後、案件が増大すると見込まれる意匠に関する審査をより的確に行っていくため、現在審査業務部に置かれている意匠部門を、業務の親和性が高い特許審査部（特許・実用新案権の審査を担当）に移管。これに伴い、審査業務部と特許審査第一部の所掌事務を変更し、特許審査第一～四部の名称を審査第一～四部に改称。

(3) その他

通商政策局アジア大洋州課にインド・パキスタン等を担当する「南西アジア室」、資エ庁資源・燃料部政策課に「地熱資源開発官」を設置。